令和８年（フ）第２１１号
青森市富田５丁目２番38号
債務者　石戸　雅樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
青森市大字羽白字野木和130番地２
債務者　坂岡　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
青森市安方１丁目１番４号　シーサイドマンション２号
債務者　夏堀真太郎
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
青森市大字三内字沢部349番地３　ひまわり館Ⅲ・Ｃ－２
債務者　田澤　明子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３４号
青森市大字羽白字沢田436番地　野木和第三団地３棟01号
債務者　長崎　睦夫
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
青森県平川市柏木町藤山29番地５　コーポ田中101号、旧住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤10番地23、滋賀県草津市野村７丁目１番27　ファミール・ＳＹ201号
債務者　松江　　勝（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４２３号
神奈川県平塚市田村７丁目20番５－401号
市営田村宮の前住宅
債務者　高橋　智晴
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６３７６号
東京都北区王子６丁目２－60－217
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７７号
東京都葛飾区亀有２丁目71－４－102
債務者　渡邉　和重
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０３号
東京都荒川区南千住６丁目18－12－201
債務者　田中　一成
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０８号
東京都渋谷区神宮前３丁目１－19－202
債務者　渡邉　彩奈
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４６号
東京都杉並区高円寺北１丁目15－１
債務者　佐々木銀士
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７８号
東京都板橋区赤塚３丁目８－20－106
債務者　渡辺はづき
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４３号
東京都豊島区南長崎５丁目９－１　渋谷荘201
債務者　南畑　大智
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４９号
東京都江東区大島８丁目34－９－507
債務者　木村　嘉美こと　張　　博文
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部